

無配当死亡保険
無配当引受基準緩和型死亡保険

ごあんしん共済
おそうしき共済

ご契約のしおり
約款



ご契約のしおり 目次

項目	ページ
1 主な保険用語の説明	8
2 個人情報について	9
3 契約者保護について	9
4 申込書・告知書・意向確認欄はご自身で正確にご記入ください	9
5 少額短期保険募集人について	9
6 お申込みの撤回 クーリングオフについて	10
7 保険料をお払込みいただく際のご注意	10
8 保険証券などについて	10
9 支払情報交換制度に関するご案内	10
10 保険商品について	10
11 保険金のお支払について	11
12 保険金をお支払できない場合	12
13 告知義務について	12
14 告知が事実と相違する場合	12
15 保障の開始	13
16 保険料のお払込み方法(回数)	13
17 保険料のお払込み方法(経路)	13
18 猶予期間と失効	13
19 保険契約の復活	14
20 お支払事由が生じた際に未払込み保険料がある場合	14
21 解約と解約返戻金	14
22 配当金について	14
23 ご契約の消滅	14
24 ご契約の更新	14
25 保険金のご請求手続きについて	15
26 ご契約内容の変更について	15
27 管轄裁判所について	15
28 税法上のお取り扱いについて	15
29 インターネットによるお申込みの手続きについて	16
30 苦情のお申し出先および相談窓口について	16
31 指定紛争解決機関について	16

1 主な保険用語の説明

約款	ご契約についての取り決めに記載したもので、普通保険約款、特約事項、別表があります。
主契約	約款のうち、普通保険約款に記載されているご契約の内容のことをいいます。
保険証券	保険金額・保険期間などのご契約の内容を具体的に記載したものです。
保険契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利(ご契約内容の変更請求)と義務(保険料支払義務など)を持つ人をいいます。
被保険者	死亡保険の対象として保障がつけられている人をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当したときにお支払するお金のことをいいます。
保険金受取人	保険金を受け取る人をいいます。
保険料	ご契約者から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。
告知義務	ご契約などに際して、ご契約者と被保険者には、過去の病歴、現在の健康状態、ご職業など、当社がおたずねする事柄について、ありのままを正しく告知していただく義務があります。この義務を告知義務といいます。
告知義務違反	告知内容が事実と相違していた場合には、当社は告知義務違反として、ご契約または特約を解除することがあります。
承諾日	当社が、保険契約のお申込みを承諾した日をいいます。
責任開始日	当社が、保険契約上の責任を開始する日をいいます。
契約年齢	責任開始日における被保険者の年齢のことをいいます。満年齢で計算します。1年未満の端数については切り捨てて計算します。(例)35歳6ヶ月の被保険者の契約年齢は、35歳となります。
払込期月	毎回の保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
失効	保険料のお払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

2 個人情報について

お客様の個人情報の利用目的についてお客様の個人情報の利用目的は、次のとおりです。(1)各種保険契約のお引受・継続・維持管理・保険金などのお支払。(2)DM等の送付等当社または当社の関連会社・提携会社からの各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理。(3)各種アンケート、マーケティングや商品開発のため。(4)雑誌等の掲載記事のための取材等の申し入れ。(5)その他保険業に関連・付随する業務。

代理店制度について当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のために、お客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。なお、当社指定の代理店とは次のとおりです。(1)ご契約の全部または一部を担当する代理店(お客様の担当代理店)。(2)ご契約者が所属する企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理などを行っている代理店。(3)お客様の担当代理店または企業などの担当代理店が提携する、当社の承認を受けた代理店。(4)ご契約者から個人情報の提供について了解を得た代理店。

再保険について保険会社は、お客様の保険契約について引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定の際に利用する個人情報を、再保険の引受を行う保険会社に対して提供します。

3 契約者保護について

当社は、生命保険契約者保護機構の会員ではありません。経営破綻に陥った場合、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。あらかじめご了承ください上で、お申込みいただきますようお願いいたします。

4 申込書・告知書・意向確認欄はご自身で正確にご記入ください

申込書は、ご契約者・被保険者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名・ご押印をお願いします。告知書は、被保険者ご自身で正確にご記入ください。意向確認欄はご契約者ご自身でご記入の上、ご署名をお願いします。

5 少額短期保険募集人について

少額短期保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うものです。「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、少額短期保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。当社の少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。従って保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。ご契約が成立した後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更に対する当社の承諾が必要です。

6 お申込の撤回(クーリング・オフ)について

ご契約のお申込後、一定の期間内(お申込み日から起算して8日以内)であれば、書面によりお申込みの撤回(クーリング・オフ)を行うことができます。書面には、保険契約のお申込みを撤回する旨を記載してください。また、保険契約申込日・保険契約者の署名と押印・ご住所・電話番号を記入してください。

7 保険料をお払いただく際のご注意

第1回目保険料相当額、第2回目以後の保険料などを募集人または募集代理店にお払いただく場合には、必ず引き換えに当社所定の保険料領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受け取りください。

8 保険証券などについて

ご契約をお引受しますと、「保険証券」をご契約者にお送りします。保険証券の内容がお申込の内容と相違していないかをご確認ください。万一、内容が相違している場合、ご不明な点がある場合には、当社または募集担当者にご連絡ください。なお、保険証券は、初年度のみのお送りとなります。その後は、更新通知をお送りします。保険証券と更新通知をご一緒に保管してください。

9 支払情報交換制度に関するご案内

当社は一般社団法人日本少額短期保険協会加盟の他の少額短期保険会社および隣接他業態ともに保険金等のお支払または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。「支払情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp>)をご参照ください。

10 保険商品について

「無配当死亡保険」のしくみ、特徴

- (1) 満1歳から満89歳の方までお申込みいただけます。
- (2) 更新可能年齢は100歳です。
- (3) 保険期間は1年間です。
- (4) 保険期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いいたします。
- (5) 保険金額50万円・100万円・150万円・200万円・300万円の5つのプランを用意しています。

「無配当引受基準緩和型死亡保険」のしくみ、特徴

- (1) 満30歳から満89歳の方までお申込みいただけます。
- (2) 更新可能年齢は99歳です。 (3) 保険期間は1年間です。
- (4) 保険期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いいたします。
- (5) 保険金額50万円・100万円・150万円・200万円・300万円の5つのプランを用意しています。

11 保険金のお支払について

保険金はずぎのとおりお支払します。

<無配当死亡保険における死亡保険金>

お支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
お支払額	保険証券に記載された額
お受取人	死亡保険金受取人

<無配当引受基準緩和型死亡保険における死亡保険金>

お支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
お支払額	【初年度契約】 不慮の事故：保険証券に記載された額 所定の感染症による死亡：保険証券に記載された額 上記以外：保険証券に記載された額の 20% 【2 年目以降の更新契約】 保険証券に記載された額
お受取人	死亡保険金受取人

12 保険金をお支払できない場合

つぎのような場合は、保険金のお支払事由に該当しません。

- (1) 保険契約者、死亡保険金受取人または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為または闘争行為
- (3) 被保険者の無免許運転または酒気帯び運転等の法令違反による事故
- (4) 被保険者の精神障害または泥酔状態を原因とした事故
- (5) 被保険者の薬物依存またはアルコール依存症に起因する事故
- (6) 地震、噴火、津波、その他これらに類似する天災
- (7) 戦争、内乱、事変等その他の変乱
- (8) 被保険者の自殺(責任開始日からその日を含めて 3 年を経過した場合は除きます。)
- (9) 被保険者が、山岳登山、リュージュ、ホブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間に生じた事故
- (10) 被保険者の職業が、オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーター

ボート競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故

告知義務違反による解除の場合

告知内容が事実と相違していたためご契約が解除された場合は、保険金のお支払をいたしません。

ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったためご契約が効力を失っている間に、保険金のお支払事由が生じた場合は、保険金のお支払をいたしません。

重大事由による解除の場合

重大事由のためにご契約が解除された場合は、保険金をお支払いたしません。

※重大事由とは(1)保険金を搾取する目的または搾取させる目的で事故を起こしたとき(2)保険金の請求に関して詐欺行為があったとき(3)他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であるとき(4)保険契約者、被保険者がこの保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合(5)保険契約者、被保険者または保険金受取人が反社会的勢力に該当すると認められる場合のことをいいます。

13 告知義務について

被保険者の告知義務について

- 当少額短期保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。したがって初めからご健康の状態の良くない方や危険なご職業に従事している方などが無条件に契約すると、保険料の負担の公平性を保てません。そこでご契約に際して、被保険者には、過去の病歴(病名、治療期間など)、現在のご健康の状態、身体の障がい状態、ご職業についての告知をしていただく義務があります。
- 過去の病歴や現在のご健康の状態など、当社がおたずねすることがらについて、ありのままを正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- ライフパートナー、募集代理店に口頭でお話しされただけでは、告知をしていただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 被保険者のご健康の状態などによっては、他のご契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りする場合があります。なお、お断りする場合には、お客様あてに書面またはライフパートナー、募集代理店を通じてご通知します。●効力を失ったご契約を復活する場合にも告知が必要です。

14 告知が事実と相違する場合

告知義務違反によるご契約の解除

*告知書でおたずねしたことがらについて、故意または重大な過失によって、その事実をお知らせいただけな

かったり、事実と違うことをお知らせいただいたりしますと、当社は、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

*告知義務違反によってご契約が解除された場合には、たとえ保険金のお支払事由が生じていても、これをお支払いすることはできません。

15 保障の開始 責任開始日

*当社が、ご契約上の保障を開始する日を、責任開始日といいます。ご契約を当社がお引き受けすることを承諾した日の翌日から保障を開始します。

16 保険料のお払込方法(回数)

保険料のお払込方法(回数)は、年払・月払のうち、いずれか一つをお選びください。

*月払の場合の払込期月は、責任開始日および月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までとなります。*年払の場合の払込期月は、責任開始日の属する月の初日から末日までとなります。

*第1回保険料が、払込期月内に払込まれないときは、この保険契約は無効となります。なお、すでにお支払した保険金がある場合は、保険金受取人の方に保険金の返還を請求いたします。

17 保険料のお払込方法(経路)

口座振替で払込む方法

*当社が提携している金融機関などのご契約者が指定する口座から、保険料が自動的に当社に振り込まれます。この場合は、保険料領収証を発行しませんので、通帳記帳によりご確認ください。

*払込経路を同一口座に指定している複数契約の保険料は、合算して振り替えることとなります。口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振り替えられなくなり、ご契約の効力を失うことがあります。

現金で払込む方法

*年払の場合のみ、お選びいただけます。この場合、当社所定の保険料領収証を必ずお受け取りください。

クレジットカードで払込む方法

*当社が提携しているクレジットカード発行会社の発行する、ご契約者が指定するクレジットカードにより保険料を決済します。この場合は、保険料領収証を発行しません。毎回の保険料のご請求は、クレジットカード発行会社により行います。クレジットカードにより保険料の払込みを行うときは、保険料の請求日が口座振替による払込の場合と異なります。各クレジットカード会社が発行する明細書にてご確認ください。

18 猶予期間と失効

保険料は、払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込がない場合でも、一定の猶予期間がありますが、お払込みがないまま猶予期間を過ぎますとご契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い

ます。これを失効といいます。

19 保険契約の復活

効力を失ったご契約でも、効力を失った日からその日を含めて3ヶ月以内であれば、当社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。この場合、当社所定の書類を提出してください。この場合、あらためて告知をしていただくことになります。ただし、ご健康の状態によっては、ご契約の復活がきない場合があります。また、当社から解除をした契約や、お客様からのお申し出により解約となったご契約に関しては復活ができません。

20 お支払事由が生じた際に未払込み保険料がある場合

毎回お払込みいただく保険料は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当される保険料です。保険金のお支払事由が生じたときに、未払込み保険料があるときは、つきのとおりお取扱いします。

- (1) 保険金のお支払事由が生じた場合には、お支払いする保険金からその未払い保険料を差し引きます。
- (2) お支払いする保険金が、差し引くべき未払込み保険料に不足する場合には、その未払込み保険料をお払込みください。保険料のお払込みを確認後に、お支払いすべき保険金をお振込みします。
- (3) (2)で未払込み保険料のお払込みがない場合には、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。この場合は、保険金などのお支払いは行ないません。また、この場合は、契約の復活はできませんので、ご注意ください。

21 解約と解約返戻金

解約について

- * 少額短期保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。
- * 主契約を解約すると、付加されている特約も同時に解約となります。

解約返戻金について * 払込方法が年払の場合には、未経過期間の保険料をお返します。

22 配当金について

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

23 ご契約の消滅

被保険者が死亡した場合、死亡日にこの保険契約は消滅します。

24 ご契約の更新

更新契約の保険期間は、更新日から1年とします。ご契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに、ご契約者

に更新のご案内を郵送します。ご契約者から、保険期間満了日までにご連絡がない場合は、この保険契約は更新されたものとして取扱います。この保険契約の更新を行わない場合は、当社所定の書類を提出してください。

つぎのいずれかに該当した場合は、更新契約は行ないません。

- (1)更新日の被保険者の年齢が更新可能年齢を超えるとき
- (2)更新日において、当社がこの保険契約の更新を取り扱っていないとき

25 保険金のご請求手続きについて

保険金のお支払事由が生じたときは、ただちに当社または募集代理店にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。ご請求に必要な書類については、無配当死亡保険普通保険約款「別表 1」または無配当引受基準緩和型死亡保険普通保険約款「別表 3」をご覧ください。保険金のご請求のために要する費用(診断書発行費用など)は、お受取人のご負担となります。保険金は、ご請求に必要な書類が当社の主たる事務所に着した日の翌日から 5 営業日以内にお支払いします。保険金のご請求は、その支払事由が生じた日から 3 年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

26 ご契約内容の変更などについて

つぎのような場合には、当社までご連絡ください。必要な書類をご用意いたします。

- (1)保険契約者の変更
- (2)保険料払込方法の変更
- (3)保険契約者の住所の変更
- (4)保険契約者、被保険者が改姓・改名したとき
- (5)保険証券を紛失したとき

27 管轄裁判所について

保険金などのご請求に関する訴訟については、当社の主たる事務所の所在地または保険金受取人の住所を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

28 税法上のお取扱いについて ご了承をお願いいたします

生命保険控除は、所得税法により限定されており、少額短期保険会社は生命保険控除の対象になっておりません。

29 インターネットによるお申込みの手続きについて

インターネットからお申込みの手続きを行った場合には、インターネット申込特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申込みの手続きとは異なりますので、ご注意ください。

- (1) 保険契約者および被保険者が同一の場合に限りお取扱いします。
- (2) お申込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力または選択し、会社へ送信することにより行います。
- (3) 告知は、告知書の提出に代えて、被保険者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する告知画面で所要事項を入力または選択し、会社へ送信することにより行います。
- (4) 保険契約申込時の保険料の払込経路は、クレジットカードによる払込みのみとします。

30 苦情のお申し出先および相談窓口について

■ご契約に関する照会・各種お手続き、苦情のお申し出およびご意見・ご相談

フリーダイヤル：0120-888-701(平日9時～17時)

31 指定紛争解決機関について

当社はお客様からお申し出いただいた苦情につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

■一般社団法人日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8

フリーダイヤル：0120-82-1144

FAX：03-3297-0755

受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時

(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

※詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご確認ください。

<http://www.shougakutanki.jp/>

無配当死亡保険(ごあんしん共済) 普通保険約款

目 次

□の数字がページ番号です。

この保険の趣旨	19
第1条 用語の定義	19
第2条 保険契約の承諾・責任開始日	20
第3条 保険期間	20
第4条 死亡保険金のお支払い事由と保険金額決定方法	20
第5条 保険金受取人の指定	20
第6条 保険金受取人の変更	20
第7条 保険金のご請求・お支払い手続き	20
第8条 免責事由	22
第9条 保険料の払込〈回数〉	22
第10条 保険料の払込〈経路〉	23
第11条 払込猶予期間と失効	23
第12条 保険料の領収日	23
第13条 領収証の発行	23
第14条 保険契約の復活	24
第15条 保険料払込方法〈回数・経路〉の変更	24
第16条 保険契約者の住所・氏名の変更	24
第17条 告知義務	24
第18条 告知義務違反による保険契約の解除	24
第19条 告知義務違反による保険契約の解除ができない場合	25
第20条 重大事由による保険契約の解除	25
第21条 詐欺または強迫による取り消し	26
第22条 保険金の不法取得目的による無効	26
第23条 保険契約の解約および未経過保険料	26
第24条 重複加入の禁止	27
第25条 保険契約の消滅	27
第26条 保険契約者の変更	27
第27条 保険契約者の死亡	27
第28条 契約年齢の計算	27

第29条	契約年齢の誤りの処理-----	27
第30条	保険料の増額、保険金額の減額および保険金の削減支払い----	28
第31条	契約者配当-----	28
第32条	複数割引-----	28
第33条	保険契約の更新-----	28
第34条	保険契約の更新にあたり契約内容を変更する場合-----	29
第35条	保険契約の更新をお断りする場合-----	29
第36条	プランの変更に関するお取扱い-----	29
第37条	パターンの変更に関するお取扱い-----	29
第38条	時効-----	29
第39条	準拠法-----	30
第40条	管轄裁判所-----	30
	保険料一括振替特約-----	30
	保険料口座振替特約-----	30
	保険料クレジットカード払特約-----	33
	インターネット申込特約-----	35
	[別表 1] 各種手続に必要な書類-----	36

無配当死亡保険 普通保険約款

【この保険の趣旨】

この保険は、被保険者が保険期間中に死亡した場合、所定の死亡保険金を支払い、被保険者のご家族の方の経済的な負担を軽減することを目的としたものです。

第1条（用語の定義）

(1) 保険契約者（第5条など）

この約款で「保険契約者」とは、この保険契約の当事者として会社と保険契約を結び保険料の支払い義務を負う方をいいます。

(2) 被保険者（第3条など）

この約款で「被保険者」とは、この保険の保険金お支払い事由発生の対象になる方で、その方に発生した保険金お支払い事由が、保険金お支払いの対象になります。

(3) 保険金受取人（第4条など）

この約款で「保険金受取人」とは、この保険の保険金お支払事由発生の対象となる方が死亡した際に発生する保険金を受け取る方をいいます。

(4) 会社（第2条など）

この約款で「会社」とはこの保険の保険者として保障をお引受けする富士少額短期保険株式会社をいいます

(5) 責任開始日（第2条など）

この約款で「責任開始日」とは、保険契約者が申し込まれたこの保険契約の保障が開始される日をいいます。

(6) 精神障害（第8条）

この約款で「精神障害」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10」中のF00からF99までのものをいいます。

(7) 薬物依存（第8条）

この約款で「薬物依存」とは、精神に作用する薬物の摂取を繰り返し行った結果、薬物による刺激を求める抑えがたい欲求が生じ、その刺激を追い求める行動が優位となり、その刺激がないと不快な精神的・身体的症状を生じる状態のことをいいます。

(8) アルコール依存（第8条）

この約款で「アルコール依存」とは、飲酒などアルコールの摂取が繰り返され、それによって作られる精神的、肉体的に薬理作用に強く囚われ、自らの意思では、飲酒活動をコントロールできなくなり強迫的に飲酒行為を繰り返す精神状態をいいます。

(9) 更新日（第9条など）

この約款で「更新日」とは、更新契約の保険期間の初日をいいます。

第2条（保険契約の承諾・責任開始日）

1. 会社は、保険契約のお申込みを承諾した日の翌日の午前零時から保険契約上の責任を負います。
この日を責任開始日といたします。
2. 会社が保険契約のお申込みを承諾した場合は、保険証券を発行することにより承諾の通知に代えます。
3. 会社は、保険契約のお申込みをお断りする場合には不承諾通知を発送します。この場合すでにお払い込み
いただいた保険料は、全額返還いたします。

第3条（保険期間）

この保険契約の保険期間は、責任開始日から1年、または保険期間中の被保険者が死亡した日までといたします。

第4条（死亡保険金のお支払い事由と保険金額決定方法）

会社は次の各号のいずれかに該当した場合、保険証券記載の死亡保険金額を死亡保険金として保険金受取人に支払います。

- (1) 被保険者が責任開始日以後から、保険期間終了の日までに死亡したとき
- (2) 被保険者の生死が不明の場合でも、法定死亡（失踪宣告・戸籍法上の認定死亡による除籍）その他死亡した
ものと会社が認めるとき。但し、保険金を支払った後に被保険者の生存が判明した場合には、会社は保険金
受取人に対し、支払った保険金の返還を請求いたします。

第5条（保険金受取人の指定）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険金受取人を1名指定してください。
2. 保険契約者が法人または個人事業主でその役員または従業員を被保険者とする場合、保険契約者が被保険
者の同意および会社の承諾を得たときは第1項の規定にかかわらず、保険契約者を保険金受取人とします。

第6条（保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知によ
り、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後
に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 保険契約者が保険金受取人の変更を請求するときは会社所定の書類〔別表1〕を会社に提出してください。
4. 会社は、保険金受取人が変更された場合、変更後の保険金受取人の氏名または名称を変更完了通知書に記
載し、これを保険契約者に郵送します。

第7条（保険金のご請求・お支払い手続き）

1. 保険金のお支払い事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または保険金受取人は遅滞なく会社に連
絡してください。
2. 保険金受取人は、保険金のお支払い事由が生じたときは、会社所定の書類〔別表1〕をすみやかに提出して

保険金を請求してください。

3. 保険金は、保険金の請求に必要な書類が会社に到着した日（不備があるときは、不備を解消した日）の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所でお支払いいたします。
4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約締結時から保険金請求時までの間に会社に提出された書類のみでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日といたします。
 - (1) 保険金のお支払い事由発生の有無の確認が必要な場合、保険金のお支払い事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合、保険金のお支払い事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合、会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、前2号に規定する事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実
5. 前項の確認を行うために、次の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限はその請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算し当該各号に規定する日数（各号のうち複数に該当する場合であっても180日）を経過する日といたします。
 - (1) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会・・・180日
 - (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定・・・180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての保険契約者、保険金受取人または被保険者を被疑者として捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかな場合における前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する送致・起訴・判決等の刑事手続きの結果について、警察・検察等の捜査機関または裁判所に対する照会・・・180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査・・・180日
6. 前2項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社はこれにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任は負わず、その間は保険金のお支払いをいたしません。
7. 第4項または第5項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、

会社は、保険金を請求した方に通知します。

8. 第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、会社はその期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金受取人にお支払いいたします。ただし、第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅延の責任を負いません。

第8条（免責事由）

1. 会社は、次の各号のいずれかにより被保険者が死亡した場合は、死亡保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、死亡保険金受取人または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為または闘争行為
 - (3) 被保険者の無免許運転または酒気帯び運転等の法令違反による事故
 - (4) 被保険者の精神障害または泥酔状態を原因とした事故
 - (5) 被保険者の薬物依存またはアルコール依存症に起因する事故
 - (6) 地震、噴火、津波、その他これらに類似する天災
 - (7) 戦争、内乱・事変等その他の変乱
 - (8) 被保険者の自殺（責任開始日からその日を含めて3年を経過した場合は除きます。）
2. 会社は、前項第6号または第7号に該当する場合でも、これらの事由により死亡された被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社はその程度に応じてそれぞれの保険金の全額をお支払いするか、またはその額を削減してお支払いすることがあります。
3. 会社は次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被保険者が死亡した場合は、死亡保険金を支払いません。
 - (1) 被保険者が、山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間
 - (2) 被保険者の職業が、オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

第9条（保険料の払込〈回数〉）

1. この保険契約の保険料の払込方法〈回数〉は、月払（年12回払）または年払（年1回払）とします。
2. 保険料は、次条に定める払込方法〈経路〉に従い、つぎの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払込んでください。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
責任開始日（または更新日）及び月単位の契約応当日（毎月の責任開始日または更新日に対応する日をいいます。以下同様とします。）の属する月の初日から末日まで

(2) 払込方法（回数）が年払の場合

責任開始日（または更新日）の属する月の初日から末日まで

3. 前項でお支払いいただく保険料は、払込方法（回数）により、以下の期間に対応する保険料とします。

(1) 払込方法（回数）が月払の場合

責任開始日（または更新日）および月単位の契約応当日から翌月の契約応当日の前日までの期間

(2) 払込方法（回数）が年払の場合

責任開始日（または更新日）の属する保険期間

4. 第1回保険料が、第2項の払込期間内に払い込まれないときは、この保険契約は無効となります。

なお、既にお支払いした保険金がある場合は、保険金受取人に保険金の返還を請求いたします。

第10条（保険料の払込〈経路〉）

1. 保険契約者は会社の定める範囲で次の各号のいずれかの保険料払込方法〈経路〉を選択することができます。

(1) 会社の指定した金融機関の口座に振り込む方法

(2) 現金で払い込む方法

(3) 保険料口座振替特約にしたがい、会社の指定した金融機関の口座から振り替える方法

(4) 保険料クレジットカード払特約にしたがい、会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

2. 保険契約者は、会社の定める方法により、前項各号の払込方法〈経路〉を変更することができます。

第11条（払込猶予期間と失効）

1. 第2回以後の保険料については、払込期月の翌月の末日までを払込猶予期間といたします。

2. 猶予期間内に保険料が払込まれないときはこの保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

3. 猶予期間中に保険金のお支払い事由が生じたときは、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引いた額をお支払いします。

第12条（保険料の領収日）

会社の保険料領収日は、次の各号によります。

(1) 第10条（保険料の払込〈経路〉）第1項第1号の口座振込みの場合

指定した金融機関の口座への振込手続きが行われた日とします。

(2) 第10条（保険料の払込〈経路〉）第1項第2号の現金払込みの場合

会社が受領した日とします。

第13条（領収証の発行）

1. 会社は、第10条（保険料の払込〈経路〉）第1項第1号の経路により払い込まれたときは、領収証の発行を省略いたします。

2. 会社は、第10条（保険料の払込〈経路〉）第1項第2号により会社に直接払い込まれた場合には、領収証を発

行いたします。

第14条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3ヶ月以内であれば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、復活の申し出が保険期間の満了後であったときは次のとおり取り扱います。
 - (1) 復活の申し出時に、会社がこの保険契約の締結を取扱っていないときは、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - (2) 復活によりこの保険契約が更新されるときは、会社は、復活時に更新後の保険料その他の契約内容の見直しを行うことがあります。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、会社所定の書類〔別表1〕を、会社に提出してください。
3. 第2条(保険契約の承諾・責任開始日)の規定は本条の場合に準用します。この場合、第2条第1項の「責任開始日」は「復活日」と読み替えます。
4. 保険契約者が解約書類を会社に提出した場合は、本保険契約を復活させることはできません。

第15条（保険料払込方法〈回数・経路〉の変更）

1. 保険契約者は、会社の定める範囲内で保険料払込方法〈回数・経路〉を変更することができます。
2. 保険契約者が本条の変更をするときは、〔別表1〕に定める必要書類を会社に提出してください。

第16条（保険契約者の住所・氏名の変更）

1. 保険契約者が住所または氏名を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が、前項の通知をしなかった場合には、会社が知った最終の住所に宛ててお送りした通知は保険契約者に到達したものといたします。

第17条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、お支払い事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で求めた告知事項について、その書面により告知することを要します。

第18条（告知義務違反による保険契約の解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって前条の規定により会社が求めた告知事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
2. 会社は、保険金のお支払い事由が生じた後であってもこの保険契約を解除することができます。この場合には保険金のお支払いはいたしません。また、すでに保険金をお支払いしていたときは、会社は、保険金受取人に対し、お支払いした保険金の返還を請求いたします。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金のお支払い事由の発生が解除の原因と因果関係のないことを保険契約者、

または保険金受取人が証明したときは、会社は、保険金をお支払いいたします。

4. 本条の規定によって会社がこの保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にご通知できないときは、被保険者または保険金受取人に通知いたします。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は第23条（保険契約の解約および未経過保険料）に定める未経過保険料があるときは、これを保険契約者にお支払いいたします。

第19条（告知義務違反による保険契約の解除ができない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることはできません。
 - (1) 会社が、この保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
 - (2) 会社の少額短期保険契約の代理または媒介を委託した少額短期保険募集人（以下、本条において「保険募集人」といいます。）が第17条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険募集人が保険契約者または被保険者に対して第17条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、また事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1ヶ月を経過したとき。
 - (5) 最初の保険契約の責任開始日から起算して2年を超えて有効に継続したとき。但し責任開始日からその日を合せて2年以内に解除の原因となる事実に基づいて保険金のお支払い事由が生じていた場合を除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が第17条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用いたしません。

第20条（重大事由による保険契約の解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、または保険金受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- ④ 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき
2. 会社は死亡保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。
 3. 前項の場合、会社は第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（第1項第3号のみに該当したのが保険金受取人のみで、その保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。）を支払いません。また、すでにその支払事由により死亡保険金を支払っているときは、会社は保険金受取人に対しその返還を請求いたします。
 4. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知をもって行います。ただし、保険契約者の住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合、被保険者または保険金受取人に通知します。
 5. 会社は、未経過保険料がある場合には、被保険者が死亡した場合は被保険者が死亡した日を、それ以外の場合には解除の通知をした日を基準日として第23条（保険契約の解約および未経過保険料）の規定により未経過保険料を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意により被保険者が死亡したときはこれを支払いません。
 6. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって、保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用しその部分に対応する未経過保険料を保険契約者に支払います。

第21条（詐欺または強迫による取り消し）

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料はお返しいたしません。

第22条（保険金の不法取得目的による無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは保険契約を無効とし、払い込まれた保険料はお返しいたしません。

第23条（保険契約の解約および未経過保険料）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合は、同時に付加している特約についても解約請求されたものとみなします。
2. この場合には、会社所定の書類〔別表1〕を会社に提出して下さい。
3. 前項の解約請求された保険契約の払込方法が年払の場合には、その保険契約の未経過期間に対応する保険料

を保険契約者にお支払いいたします。ただし、1ヶ月未満の未経過月の端数はこれを切り捨てます。

第24条（重複加入の禁止）

1. 被保険者が、この保険契約を二つ以上重複して契約することはできません。
2. 会社の他の保険契約を含めて、同一被保険者の死亡保険金の合算が300万円を超える場合は、後でなされた契約は無効といたします。この場合、無効になった契約について、払い込まれた保険料がある場合は全額返還いたします。

第25条（保険契約の消滅）

1. 被保険者が死亡したときは、死亡日にこの保険契約は消滅するものとし、会社は第23条（保険契約の解約および未経過保険料）に定める未経過保険料があればこれをお支払いいたします。
2. 被保険者が前項に該当したときは、会社に通知するとともに、会社所定の書類〔別表1〕を会社に提出してください。
3. 被保険者が死亡した日の翌月以降に払い込まれた保険料は払い戻しいたします。

第26条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が、保険契約者の変更を請求する場合は会社所定の書類〔別表1〕を会社に提出してください。
3. 会社が、保険契約者の変更を承諾した場合、変更完了通知書を変更後の保険契約者に郵送します。

第27条（保険契約者の死亡）

保険契約者が死亡した場合は、遅滞なく会社に通知してください。

第28条（契約年齢の計算）

被保険者の契約年齢は、責任開始日（この保険契約が更新契約の場合は更新日）における満年齢とします。

第29条（契約年齢の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のように処理します。

1. 実際の契約年齢が、保険契約の責任開始日（この保険契約が更新契約の場合は更新日。以下この条において同様とします。）において会社の定める年齢の範囲外であったときは保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻しいたします。
2. 実際の契約年齢が、保険契約の責任開始日において、会社の定める年齢の範囲内であったときは、次の規定により取り扱います。
 - (1) 始めから実際の年齢に基づいたものとみなして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に不足額を生じたときは、その不足額を保険契約者から徴収いたします。
 - (2) 始めから実際の年齢に基づいたものとみなして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に超過額を生じ

たときは、その超過額を保険契約者に払い戻しいたします。

第30条（保険料の増額、保険金額の減額および保険金の削減支払い）

1. この保険の収支予測に著しい相違が生じ、会社経営に著しく重大な影響を及ぼすことが予想される事態が生じると認められた場合には、保険契約の継続中であってもこの保険契約の保険料の増額、または保険金額の減額をすることがあります。
2. 会社は、保険金のお支払い事由が集中して発生し、保険金をお支払いするための財源が不足し、会社の経営に重大な影響を及ぼすと判断したときは、保険金を削減してお支払いすることがあります。
3. 前2項の取扱いを行う場合には、会社は、保険契約者に速やかにその旨の通知をいたします。

第31条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第32条（複数割引）

1. 会社は、保険契約者が同一である複数の無配当死亡保険および無配当引受基準緩和型死亡保険に対して、複数割引の規定を適用します。また、適用中であった複数の契約から単一契約になった場合には、単一契約になった月の翌月から本条及び複数割引の規定の適用の対象外とします。
2. この割引を適用する保険契約の保険料には、別に定めた割引率を適用します。

第33条（保険契約の更新）

1. 会社は、この保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに、保険契約者に契約満了と更新の案内を行います。保険契約者から、保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨の通知がないときは、この保険契約は、保険期間満了日の翌日を更新日として更新されたものといたします（この更新された保険契約を以下「更新契約」といいます。）。
2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が、次の各号の1に該当するときは、更新の取扱いを行いません。
 - (1) 更新日において被保険者の年齢が、会社の定める更新年齢を超えているとき。
 - (2) 更新日において、会社が、この保険契約の更新を取り扱っていないとき。
3. 更新された保険契約の保険期間および死亡保険金額は、更新前の保険契約と同一とします。
4. 更新された保険契約の保険料は、更新日における被保険者の満年齢により計算します。
5. この保険契約を更新する場合には、第10条（保険料の払込〈経路〉）および第11条（払込猶予期間と失効）の規定により更新契約の保険料を払い込んでください。更新契約の保険料は第2回以後の保険料と読み替え第11条（払込猶予期間と失効）の規定を準用します。
6. 更新契約の保険期間は、更新日から1年といたします。
7. 更新契約の責任開始日を更新日とします。
8. 更新契約については、更新書を保険契約者に発行いたします。保険証券と一緒に保管してください。

9. 更新契約をさらに更新する場合は、本条の規定を準用いたします。

第34条（保険契約の更新にあたり契約内容を変更する場合）

会社は、本保険契約の更新をするにあたり、本保険の保険料、その他契約内容の見直しを行い、変更する必要がある場合には、保険契約満了の日の2ヶ月前までに保険契約者に提示いたします。

第35条（保険契約の更新をお断りする場合）

会社は、本保険の採算が取れなくなり、更新のお取扱いをすることが出来なくなった場合には、更新のお取扱いをお断りすることがあります。

第36条（プランの変更に関するお取扱い）

1. 保険契約者は、更新の際プランの変更（保険金の減額または増額）を行うことができます。この場合には、会社所定の書類〔別表1〕を、保険期間満了日の前月末までに、会社に提出してください。
2. 会社は、選択の結果をプランの変更のお申し出後、7営業日以内にプランの変更の承諾の可否を保険契約者に通知いたします。
3. 会社は、選択の結果、プランの変更をお断りする場合には、従前のプランによる保険契約を更新することが出来ますので不承諾通知に同封した従前契約による更新同意書を受領後7営業日以内に会社に到着するようにご送付ください。期日までに更新同意書が会社に到着しなかった場合には、更新のご希望がなかったものとして取り扱います。
4. 新たなプランによる契約を承諾した場合には、第33条（保険契約の更新）第5項から第9項までの規定を準用します。

第37条（パターンの変更に関するお取扱い）

1. 保険契約者は、更新の際パターンの変更（保険種別の変更）を行うことができます。この場合には、会社所定の書類〔別表1〕を、保険期間満了日の前月末までに、会社に提出してください。
2. 会社は、選択の結果をパターンの変更のお申し出後、7営業日以内にパターンの変更の承諾の可否を保険契約者に通知いたします。
3. 会社は、選択の結果、パターンの変更をお断りする場合には、従前のパターンによる保険契約を更新することが出来ますので、不承諾通知に同封した従前契約による更新同意書を受領後7営業日以内に会社に到着するようにご送付ください。期日までに更新同意書が会社に到着しなかった場合には、更新のご希望がなかったものとして取り扱います。
4. 新たなパターンによる契約を承諾した場合には、第33条（保険契約の更新）第5項から第9項までの規定を準用します。

第38条（時効）

保険金および未経過保険料を請求する権利は、そのお支払い事由が生じた日からその日を含めて3年間請求が

ない場合は、時効により消滅いたします。

第39条（準拠法）

この約款に定めのない事項については、日本国の法令に準拠いたします。

第40条（管轄裁判所）

この保険契約における訴訟については、会社の主たる事務所の所在地または保険金受取人の住所地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所といたします。

保険料一括振替特約

第1条（保険料一括振替の取扱い）

1. この特約は、保険料の振替にあたり、同一の保険契約者が複数の被保険者の保険契約を結んでいる場合に、保険契約者の請求によりその保険契約者の負担する保険料を一括してその保険契約者の口座から振替えるものです。
2. 保険契約者の口座から当該保険契約の被保険者全員の保険料が振替不可能の場合には、全ての保険契約の振替が可能になるまで振替を行いません。この場合、保険契約者からの保険契約に対し振替順位をつけることはできません。
3. 会社は、振替を行えなかった場合には、次の月に当月分と合わせて振替案内を保険契約者にあて通知いたします。

第2条（主約款の規定の適用）

本特約を付加した場合には、第1条の規定のほかは、主約款の規定を適用いたします。

保険料口座振替特約

第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約者から、会社の指定する金融機関（以下「提携金融機関」といいます。）の口座から保険料を振り替える旨（以下「保険料の口座振替」といいます。）の申し出があり、これを会社が承諾した場合に適用いたします。
2. この特約を適用するには、次の条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関に設置されていること。
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること。

第2条（保険料の払込〈回数〉）

1. 保険料の払込方法〈回数〉は、主約款の規定にかかわらず、月払（年11回払）または年払（年1回払）とします。

2. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社が定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この振替日が提携金融機関の休日に該当する場合は直後の営業日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。

(1) 払込方法（回数）が月払の場合

第1回保険料として、責任開始日の属する月の翌月の振替日に、2ヶ月分の保険料を振り替えます。第2回以後は、前回保険料の振替日の属する月の翌月の振替日に、1ヶ月分の保険料を振り替えます。

(2) 払込方法（回数）が年払の場合

責任開始日の属する月の翌月の振替日に、年払保険料を振り替えます。

3. 前項の保険料は、払込方法（回数）により、以下の期間に対応する保険料とします。

(1) 払込方法（回数）が月払の場合

① 第1回保険料 責任開始日から翌々月の契約応当日の前日までの期間

② 第2回以後の保険料 月単位の契約応当日から翌月の契約応当日の前日までの期間

(2) 払込方法（回数）が年払の場合 責任開始日の属する保険期間

4. 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入れしておくことを要します。

5. 年払保険料（月払の場合は第1回保険料）の口座振替が不能となった場合は、この特約を付加した保険契約は無効となります。なお、すでにお支払いした保険金がある場合は、会社は保険金受取人に保険金の返還を請求いたします。

第3条（払込猶予期間と失効）

1. 第2回以後の保険料については、当該振替日の属する月の翌月の末日までを払込猶予期間といたします。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約を付加した保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

3. 猶予期間中に保険金のお支払い事由が生じたときは、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いいたします。

第4条（保険料の領収日）

提携金融機関の口座から保険料が振り替えられた日とします。ただし、振替日が金融機関の休日の場合には振替が行われた直後の営業日とします。

第5条（領収証の発行）

会社は、領収証の発行を省略いたします。

第6条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および

当該提携金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知いたします。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知いたします。

第7条（更新契約の保険料の払込〈回数〉）

1. 主約款第33条（保険契約の更新）の規定に基づきこの特約を付加する保険契約が更新した場合の払込方法〈回数〉は、月払（年12回払）または年払（年1回払）とします。

(1) 払込方法（回数）が月払の場合

更新契約の第1回保険料として、更新日の属する月の振替日に、1ヶ月分の保険料を振り替えます。第2回以後は、前回保険料の振替日の属する月の翌月の振替日に、1ヶ月分の保険料を振り替えます。

- (2) 払込方法（回数）が年払の場合 更新日の属する月の振替日に、年払保険料を振り替えます。

2. 前項の保険料は、払込方法（回数）により、以下の期間に対応する保険料とします。

(1) 払込方法（回数）が月払の場合

- ① 第1回保険料 更新日から翌月の契約応当日の前日までの期間
- ② 第2回以後の保険料 月単位の契約応当日から翌月の契約応当日の前日までの期間

(2) 払込方法（回数）が年払の場合 更新日の属する保険期間

第8条（更新契約の払込猶予期間と失効）

1. 主約款第33条（保険契約の更新）の規定に基づきこの特約を付加する保険契約が更新した場合の保険料については、当該振替日の属する月の翌月の末日までを払込猶予期間といたします。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約を付加した保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
3. 猶予期間中に保険金のお支払い事由が生じたときは、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いいたします。

第9条（この特約の消滅）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、この特約は消滅いたします。
 - (1) 保険料の払込みを要しなくなったとき。
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき。

- (3) 保険契約が失効したとき。
- (4) 第1条第2項に該当しなくなったとき。

第10条（主約款の規定の適用）

本特約を付加した場合には、第1条から第9条までの規定のほかは、主約款の規定を適用いたします。

保険料クレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

- 1. この特約は、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます）により保険料を払い込む旨の申し出があり、これを会社が承諾した場合に適用いたします。
- 2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与され、かつ、使用が認められたものに限ります。
- 3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性及び利用限度額内であること等（以下「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行うものといたします。

第2条（保険料の払込〈回数〉）

- 1. 保険料の払込方法〈回数〉は、主約款の規定にかかわらず、月払（年11回払）または年払（年1回払）とします。
- 2. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した日（以下「請求日」といいます。）に、保険料の払込みがあったものといたします。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
第1回保険料として、責任開始日の属する月の翌月の請求日に、2ヶ月分の保険料を請求します。第2回以後は、前回保険料の請求日の属する月の翌月の請求日に、1ヶ月分の保険料を請求します。
 - (2) 払込方法（回数）が年払の場合
責任開始日の属する月の翌月の請求日に、年払保険料を請求します。
- 3. 前項の保険料は、払込方法（回数）により、以下の期間に対応する保険料とします。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
 - ① 第1回保険料 責任開始日から翌々月の契約当日の前日までの期間
 - ② 第2回以後の保険料 月単位の契約当日から翌月の契約当日の前日までの期間
 - (2) 払込方法（回数）が年払の場合 責任開始日の属する保険期間
- 4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できな

った場合には、第1項の払込みがなかったものとして取り扱います。

第3条（第1回保険料の取扱い）

第1回保険料（払込方法（回数）が年払の場合には年払保険料）をクレジットカードにより払い込む場合において会社がクレジットカードの有効性等の確認が得られなかったときには、会社は保険契約の申込みがなかったものといたします。

第4条（払込猶予期間と失効）

1. 第2回以後の保険料については、当該請求日の属する月の翌月の末日までを払込猶予期間といたします。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約を付加した保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
3. 猶予期間中に保険金のお支払い事由が生じたときは、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いいたします。

第5条（保険料の領収日）

第2条に規定する請求日とします。

第6条（領収証の発行）

会社は、領収証の発行を省略いたします。

第7条（クレジットカードの変更）

保険契約者は、会社の定める方法により、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに、またはカード会社を他のカード会社に変更することができます。

第8条（更新契約の保険料の払込〈回数〉）

1. 主約款第33条（保険契約の更新）の規定に基づきこの特約を付加する保険契約が更新した場合の払込方法〈回数〉は、月払（年12回払）または年払（年1回払）とします。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
更新契約の第1回保険料として、更新日の属する月の請求日に、1ヶ月分の保険料を請求します。第2回以後は、前回保険料の請求日の属する月の翌月の請求日に、1ヶ月分の保険料を請求します。
 - (2) 払込方法（回数）が年払の場合
更新日の属する月の請求日に、年払保険料を請求します。
2. 前項の保険料は、払込方法（回数）により、以下の期間に対応する保険料とします。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
 - ① 第1回保険料 更新日から翌月の契約応当日の前日までの期間
 - ② 第2回以後の保険料 月単位の契約応当日から翌月の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 払込方法（回数）が年払の場合

更新日の属する保険期間

第9条（更新契約の払込猶予期間と失効）

1. 主約款第33条（保険契約の更新）の規定に基づきこの特約を付加する保険契約が更新した場合の保険料については、当該請求日の属する月の翌月の末日までを払込猶予期間といたします。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約を付加した保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
3. 猶予期間中に保険金のお支払い事由が生じたときは、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いいたします。

第10条（この特約の消滅）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、この特約は消滅いたします。
 - (1) 保険料の払込みを要しなくなったとき。
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき。
 - (3) 保険契約が失効したとき。
 - (4) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき。
 - (5) 会社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき。
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込みの取り扱いを停止したとき。
2. 前項第4号、第5号または第6号の規定に該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知いたします。
3. 第1項第4号、第5号または第6号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険契約者は、保険料の払込方法が確定するまでの間の保険料を会社所定の方法により払い込んでください。

第11条（主約款の規定の適用）

本特約を付加した場合には、第1条から第10条までの規定のほかは、主約款の規定を適用いたします。

インターネット申込特約

第1条（特約の適用）

この特約は、保険契約の締結の申込にあたり、保険契約者（保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。）からインターネットを利用して保険契約の申込があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

第2条（保険契約の申込）

インターネットを利用した保険契約の申込は、主約款の規定にかかわらず、次の手続きにより取り扱うものとします。

- (1) 会社は、インターネットを利用して、保険契約者および被保険者に対して保険契約申込画面（以下「申込画面」といいます。）を提示します。
- (2) 保険契約者および被保険者は、申込画面において申込に係る所要事項を入力または選択し、入力または選択した事項を確認のうえ、インターネットを利用して、会社へ送信するものとします。
- (3) 会社は、前号で入力または選択された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取り扱います。この場合、会社は、所要事項の受信を確認したうえで、申込画面において保険契約の申込を受け付けた旨を表示します。

第3条（告知）

インターネットを利用した保険契約の申込に関する告知は、主約款の規定にかかわらず、次の手続きにより取り扱うものとします。

- (1) 会社は、インターネットを利用して保険契約者または被保険者に対して保険契約の申込に関する告知画面（以下「告知画面」といいます。）を提示します。
- (2) 保険契約者または被保険者は告知画面において会社が告知を求めた事項について入力または選択し、入力または選択した告知に係る事項を確認のうえ、インターネットを利用して会社へ送信するものとします。
- (3) 会社は前号で入力または選択された告知に係る事項の受信をもって告知があったものとして取り扱います。この場合、会社は、告知に係る事項の受信を確認したうえで告知画面において告知を受け付けた旨を表示します。

第4条（保険契約の受理）

会社は、第2条（保険契約の申込）第1項第3号および第3条（告知）第1項第3号の規定による受信をもって保険契約申込書等を受理したものとします。

第5条（被保険者の契約年齢および性別）

この特約を適用して申し込まれた保険契約における被保険者の契約年齢および性別は、主約款の規定にかかわらず、第2条（保険契約の申込）第1項第3号の規定により、会社が受信した生年月日に基づく契約年齢または性別とします。

第6条（主約款等の規定の適用）

本特約を付加した場合には、第1条から第5条までの規定のほかは、主約款の規定を適用いたします。

〔別表1〕 各種手続に必要な書類

手続に必要な書類は以下のとおりです。

手続	書類
保険金等請求	①会社所定の請求書 ②医師の死亡診断書または死体検案書 ③公的機関による事故証明書（事故による死亡の場合） ④被保険者の住民票（除票） ⑤保険金受取人の戸籍抄本と本人確認書類 ⑥保険証券または更新通知書
保険契約者、被保険者、保険金受取人の改姓・改名・改称	①会社所定の届出書 ②会社所定の本人確認書類
保険契約者の変更	①会社所定の届出書 ②保険証券
保険金受取人の変更	①会社所定の届出書 ②保険証券 ③保険契約者印鑑証明
保険契約の解約	①会社所定の届出書 ②保険証券
保険契約の復活	①会社所定の届出書 ②会社所定の告知書
プラン変更	①会社所定の届出書 ②保険証券 ③会社所定の告知書（保険金額が増額される場合のみ必要となります。）
パターン変更	①会社所定の届出書 ②保険証券 ③会社所定の告知書
その他の変更	①会社所定の届出書

※会社は、上記以外の書類の提出を求める場合があります。また、上記の書類の一部について省略する、もしくは正当な事由がある場合には会社所定の様式によらない書類を認めることがあります。※本人確認書類とは 1. 個人の場合は「運転免許証、各種健康保険証、年金手帳等、パスポート（旅券）、印鑑登録証明書」など。2. 法人の場合はお客様である法人と、実際に取引をされるご担当者、双方の本人確認が必要です。実際に取引をなさるご担当者の本人確認はお客様が個人である場合と同様です。お客様である法人の本人確認は、登記簿謄本・抄本や印鑑登録証明書等の提示または送付により行います。（注）お客様が国・地方公共団体等である場合の本人確認は、実際に取引をなさるご担当者の方の本人確認を行います。

無配当引受基準緩和型死亡保険(おそうしき共済)普通保険約款

目 次 □の数字がページ番号です。

この保険の趣旨	40
第1条 用語の定義	40
第2条 保険契約の承諾・責任開始日	40
第3条 保険期間	41
第4条 死亡保険金のお支払い事由と保険金額決定方法	41
第5条 保険金受取人の指定	42
第6条 保険金受取人の変更	42
第7条 保険金のご請求・お支払い手続き	42
第8条 免責事由	43
第9条 保険料の払込〈回数〉	44
第10条 保険料の払込〈経路〉	44
第11条 払込猶予期間と失効	45
第12条 保険料の領収日	45
第13条 領収証の発行	45
第14条 保険契約の復活	45
第15条 保険料払込方法〈回数・経路〉の変更	46
第16条 保険契約者の住所・氏名の変更	46
第17条 告知義務	46
第18条 告知義務違反による保険契約の解除	46
第19条 告知義務違反による保険契約の解除ができない場合	46
第20条 重大事由による保険契約の解除	47
第21条 詐欺または強迫による取り消し	48
第22条 保険金の不法取得目的による無効	48
第23条 保険契約の解約および未経過保険料	48
第24条 重複加入の禁止	48
第25条 保険契約の消滅	48

第26条	保険契約者の変更	49
第27条	保険契約者の死亡	49
第28条	契約年齢の計算	49
第29条	契約年齢の誤りの処理	49
第30条	保険料の増額、保険金額の減額および保険金の削減支払い	49
第31条	契約者配当	50
第32条	複数割引	50
第33条	保険契約の更新	50
第34条	保険契約の更新にあたり契約内容を変更する場合	50
第35条	保険契約の更新をお断りする場合	50
第36条	プランの変更に関するお取扱い	51
第37条	パターンの変更に関するお取扱い	51
第38条	時効	51
第39条	準拠法	51
第40条	管轄裁判所	51
	保険料一括振替特約	52
	保険料口座振替特約	52
	保険料クレジットカード払特約	55
	インターネット申込特約	57
	〔別表1〕 不慮の事故とその範囲	58
	〔別表2〕 対象となる感染症	60
	〔別表3〕 各種手続に必要な書類	61

無配当引受基準緩和型死亡保険 普通保険約款

【この保険の趣旨】

この保険は、被保険者が保険期間中に死亡した場合、所定の死亡保険金を支払い、被保険者のご家族の方の経済的な負担を軽減することを目的としたものです。なお、引受基準を緩和することにより持病がある方、入院経験がある方が加入しやすいように設計されています。

第1条（用語の定義）

(1) 保険契約者（第5条など）

この約款で「保険契約者」とは、この保険契約の当事者として会社と保険契約を結び保険料の支払い義務を負う方をいいます。

(2) 被保険者（第3条など）

この約款で「被保険者」とは、この保険の保険金お支払い事由発生の対象になる方で、その方に発生した保険金お支払い事由が、保険金お支払いの対象になります。

(3) 保険金受取人（第4条など）

この約款で「保険金受取人」とは、この保険の保険金お支払事由発生の対象となる方が死亡した際に発生する保険金を受け取る方をいいます。

(4) 会社（第2条など）

この約款で会社とは、この保険の保険者として保障をお引受けする富士少額短期保険株式会社をいいます。

(5) 責任開始日（第2条など）

この約款で「責任開始日」とは、保険契約者が申し込まれたこの保険契約の保障が開始される日をいいます。

(6) 傷害（第4条など）

この約款で「傷害」とは、被保険者が不慮の事故により被った身体の傷害をいいます。

(7) 不慮の事故（第4条など）

この約款で「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。「急激」とは傷害の原因となった事故から傷害までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは含みません。

「偶発」とは、傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予知できないことをいい、被保険者の故意に基づくものは含まれません。また「外来」とは傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。不慮の事故の範囲は〔別表1〕に記載します。

(8) 精神障害（第8条）

この約款で「精神障害」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10」中のF00からF99までのものをいいます。

(9) 薬物依存（第8条）

この約款で「薬物依存」とは、精神に作用する薬物の摂取を繰り返し行った結果、薬物による刺激を求める抑えがたい欲求が生じ、その刺激を追い求める行動が優位となり、その刺激がないと不快な精神的・身体的症状を生じる状態のことをいいます。

(10) アルコール依存（第8条）

この約款で「アルコール依存」とは、飲酒などアルコールの摂取が繰り返され、それによって作られる精神的、肉体的に薬理作用に強く囚われ、自らの意思では、飲酒活動をコントロールできなくなり強迫的に飲酒行為を繰り返す精神状態をいいます。

(11) 更新日（第8条など）

この約款で「更新日」とは、更新契約の保険期間の初日をいいます。

(12) 初年度契約（第4条）

この約款で「初年度契約」とは、責任開始日を初日とする保険契約をいいます。

第2条（保険契約の承諾・責任開始日）

1. 会社は、保険契約のお申込みを承諾した日の翌日の午前零時から保険契約上の責任を負います。この日を責任開始日といたします。
2. 会社が保険契約のお申込みを承諾した場合は、保険証券を発行することにより承諾の通知に代えます。
3. 会社は、保険契約のお申込みをお断りする場合には不承諾通知を発送します。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は、全額返還いたします。

第3条（保険期間）

この保険契約の保険期間は、責任開始日から1年または保険期間中の被保険者が死亡した日までといたします。

第4条（死亡保険金のお支払い事由と保険金額決定方法）

1. 会社は次の各号のいずれかに該当した場合、保険証券記載の死亡保険金額を死亡保険金として保険金受取人に支払います。
 - (1) 被保険者が責任開始日以後から、保険期間終了の日までに死亡したとき
 - (2) 被保険者の生死が不明の場合でも法定死亡（失踪宣告・戸籍法上の認定死亡による除籍）その他死亡したものと会社が認めるとき。ただし、保険金を支払った後に被保険者の生存が判明した場合には、会社は保険金受取人に対し、支払った保険金の返還を請求いたします。
2. 初年度契約に限り、被保険者が死亡したときは、保険証券記載の保険金額の20%を死亡保険金として保険金受取人に支払います。

3. 被保険者が責任開始日以後から保険期間終了の日までに〔別表1〕に定める不慮の事故により被った傷害により死亡したとき、または〔別表2〕に定める感染症により死亡したときは、前項の規定にかかわらず死亡保険金の支払額は死亡保険金額とします。

第5条（保険金受取人の指定）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険金受取人を1名指定してください。
2. 保険契約者が法人または個人事業主でその役員または従業員を被保険者とする場合、保険契約者が被保険者の同意および会社の承諾を得たときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を保険金受取人とします。

第6条（保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 保険契約者が保険金受取人の変更を請求するときは会社所定の書類〔別表3〕を会社に提出してください。
4. 会社は、保険金受取人が変更された場合、変更後の保険金受取人の氏名または名称を変更完了通知書に記載し、これを保険契約者に郵送します。

第7条（保険金のご請求・お支払い手続き）

1. 保険金のお支払い事由が生じたことを知ったときは保険契約者または保険金受取人は遅滞なく会社に連絡してください。
2. 保険金受取人は、保険金のお支払い事由が生じたときは、会社所定の書類〔別表3〕をすみやかに提出して保険金を請求してください。
3. 保険金は保険金の請求に必要な書類が会社に到着した日（不備があるときは、不備を解消した日）の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所でお支払いいたします。
4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において保険契約締結時から保険金請求時までの間に会社に提出された書類のみでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限はその請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日といたします。
 - (1) 保険金のお支払い事由発生の有無の確認が必要な場合、保険金のお支払い事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合、保険金のお支払い事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合、会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、前2号に規定する事

項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実

5. 前項の確認を行うために、次の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には前2項にかかわらず保険金を支払うべき期限はその請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して当該各号に規定する日数（各号のうち複数に該当する場合であっても180日）を経過する日といたします。
- (1) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会・・・180日
 - (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定・・・180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての保険契約者、保険金受取人または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかな場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致・起訴・判決等の刑事手続きの結果について、警察・検察等の捜査機関または裁判所に対する照会・・・180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査・・・180日
6. 前2項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げまたはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任は負わず、その間は保険金のお支払いをいたしません。
7. 第4項または第5項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、会社は、保険金を請求した方に通知します。
8. 第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、会社は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金受取人にお支払いいたします。ただし第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅延の責任は負いません。

第8条（免責事由）

1. 会社は、次の各号のいずれかにより被保険者が死亡した場合は、死亡保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、死亡保険金受取人または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為または闘争行為
 - (3) 被保険者の無免許運転または酒気帯び運転等の法令違反による事故
 - (4) 被保険者の精神障害または泥酔状態を原因とした事故
 - (5) 被保険者の薬物依存またはアルコール依存症に起因する事故
 - (6) 地震、噴火、津波、その他これらに類似する天災

- (7) 戦争、内乱・事変等その他の変乱
 - (8) 被保険者の自殺（責任開始日からその日を含めて3年を経過した場合は除きます。）
2. 会社は、前項第6号または第7号に該当する場合でも、これらの事由により死亡された被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、その程度に応じてそれぞれの保険金の全額をお支払いするか、またはその額を削減してお支払いすることがあります。
3. 会社は次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被保険者が死亡した場合は、死亡保険金を支払いません。
- (1) 被保険者が山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間
 - (2) 被保険者の職業が、オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

第9条（保険料の払込〈回数〉）

1. この保険契約の保険料の払込方法〈回数〉は、月払（年12回払）または年払（年1回払）とします。
2. 保険料は、次条に定める払込方法〈経路〉に従い、つぎの期間（以下「払込期月」といいます）内に払い込んでください。
- (1) 払込方法（回数）が月払の場合
責任開始日または更新日および月単位の契約応当日（毎月の責任開始日または更新日に対応する日を行います。以下同様とします。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 払込方法（回数）が年払の場合
責任開始日（または更新日）の属する月の初日から末日まで
3. 前項でお支払いいただく保険料は、払込方法（回数）により、以下の期間に対応する保険料とします。
- (1) 払込方法（回数）が月払の場合
責任開始日（または更新日）および月単位の契約応当日から翌月の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 払込方法（回数）が年払の場合
責任開始日（または更新日）の属する保険期間
4. 第1回保険料が、第2項の払込期間内に払い込まれないときは、この保険契約は無効となります。なお、既にお支払いした保険金がある場合は、保険金受取人に保険金の返還を請求いたします。

第10条（保険料の払込〈経路〉）

1. 保険契約者は、会社の定める範囲で次の各号のいずれかの保険料払込方法〈経路〉を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関の口座に振り込む方法
 - (2) 現金で払い込む方法
 - (3) 保険料口座振替特約にしたがい、会社の指定した金融機関の口座から振り替える方法
 - (4) 保険料クレジットカード払特約にしたがい、会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める方法により、前項各号の払込方法〈経路〉を変更することができます。

第11条（払込猶予期間と失効）

1. 第2回以後の保険料については、払込期月の翌月の末日までを払込猶予期間といたします。
2. 猶予期間内に保険料が払込まれないときは、この保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
3. 猶予期間中に保険金のお支払い事由が生じたときは、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引いた額をお支払いします。

第12条（保険料の領収日）

会社の保険料領収日は、次の各号によります。

- (1) 第10条（保険料の払込〈経路〉）第1項第1号の口座振込みの場合
指定した金融機関の口座への振込手続きが行われた日とします。
- (2) 第10条（保険料の払込〈経路〉）第1項第2号の現金払込みの場合
会社が受領した日とします。

第13条（領収証の発行）

1. 会社は、第10条（保険料の払込〈経路〉）第1項第1号の経路により払い込まれたときは、領収証の発行を省略いたします。
2. 会社は、第10条（保険料の払込〈経路〉）第1項第2号により会社に直接払い込まれた場合には領収証を発行いたします。

第14条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3ヶ月以内であれば会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、復活の申し出が保険期間の満了後であったときは次のとおり取り扱います。
 - (1) 復活の申し出時に、会社がこの保険契約の締結を取扱っていないときは、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - (2) 復活によりこの保険契約が更新されるときは、会社は、復活時に更新後の保険料その他の契約内容の見直しを行うことがあります。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、会社所定の書類〔別表3〕を、会社に提出してください。

3. 第2条(保険契約の承諾・責任開始日)の規定は本条の場合に準用します。この場合、第2条第1項の「責任開始日」は「復活日」と読み替えます。
4. 保険契約者が解約書類を会社に提出した場合は、本保険契約を復活させることはできません。

第15条(保険料払込方法〈回数・経路〉の変更)

1. 保険契約者は、会社の定める範囲内で保険料払込方法(回数・経路)を変更することができます。
2. 保険契約者が本条の変更をするときは、〔別表3〕に定める必要書類を会社に提出してください。

第16条(保険契約者の住所・氏名の変更)

1. 保険契約者が住所または氏名を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が、前項の通知をしなかった場合には、会社が知った最終の住所に宛ててお送りした通知は保険契約者に到達したものといたします。

第17条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際お支払い事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で求めた告知事項について、その書面により告知することを要します。

第18条(告知義務違反による保険契約の解除)

1. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって前条の規定により会社が求めた告知事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
2. 会社は保険金のお支払い事由が生じた後であってもこの保険契約を解除することができます。この場合には、保険金のお支払いはいたしません。また、すでに保険金をお支払いしていたときは、会社は保険金受取人に対し、お支払いした保険金の返還を請求いたします。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金のお支払い事由の発生が解除の原因と因果関係のないことを保険契約者、または保険金受取人が証明したときは、会社は、保険金をお支払いいたします。
4. 本条の規定によって会社がこの保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし保険契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にご通知できないときは、被保険者または保険金受取人に通知いたします。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは会社は第23条(保険契約の解約および未経過保険料)に定める未経過保険料があるときは、これを保険契約者にお支払いいたします。

第19条(告知義務違反による保険契約の解除ができない場合)

1. 会社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることはできません。
 - (1) 会社が、この保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。

- (2) 会社の少額短期保険契約の代理または媒介を委託した少額短期保険募集人（以下、本条において「保険募集人」といいます。）が第17条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険募集人が保険契約者または被保険者に対して第17条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、また事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1ヶ月を経過したとき。
 - (5) 最初の保険契約の責任開始日から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実に基づいて保険金のお支払事由が生じていた場合を除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が第17条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用いたしません。

第20条（重大事由による保険契約の解除）

- 1. 会社は次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合にはこの保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、または保険金受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 第1号から前号までに掲げるもののほか会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき
2. 会社は死亡保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合会社は第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（第1項第3号のみに該当したのが保険金受取人のみで、その保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。）を支払いません。また、すでにその

支払事由により死亡保険金を支払っているときは、会社は保険金受取人に対しその返還を請求いたします。

4. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知をもって行います。ただし、保険契約者の住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合、被保険者または保険金受取人に通知します。
5. 会社は、未経過保険料がある場合には、被保険者が死亡した場合は被保険者が死亡した日を、それ以外の場合は解除の通知をした日を基準日として第23条（保険契約の解約および未経過保険料）の規定により未経過保険料を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意により被保険者が死亡したときはこれを支払いません。
6. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって、保険契約を解除した場合で死亡保険金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用しその部分に対応する未経過保険料を保険契約者に支払います。

第21条（詐欺または強迫による取り消し）

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料はお返しいたしません。

第22条（保険金の不法取得目的による無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは保険契約を無効とし、払い込まれた保険料はお返しいたしません。

第23条（保険契約の解約および未経過保険料）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合は、同時に付加している特約についても解約請求されたものとみなします。
2. この場合には、会社所定の書類〔別表3〕を会社に提出して下さい。
3. 前項の解約請求された保険契約の払込方法が年払の場合にはその保険契約の未経過期間に対応する保険料を保険契約者にお支払いいたします。ただし、1ヶ月未満の未経過月の端数はこれを切り捨てます。

第24条（重複加入の禁止）

1. 被保険者が、この保険契約を二つ以上重複して契約することはできません。
2. 会社の他の保険契約を含めて、同一被保険者の死亡保険金の合算が300万円を超える場合は、後でなされた契約は無効といたします。この場合、無効になった契約について、払い込まれた保険料がある場合は全額返還いたします。

第25条（保険契約の消滅）

1. 被保険者が死亡したときは死亡日にこの保険契約は消滅するものとし、会社は第23条（保険契約の解約および未経過保険料）に定める未経過保険料があればこれをお支払いいたします。

2. 被保険者が前項に該当したときは、会社に通知するとともに、会社所定の書類〔別表3〕を会社に提出してください。
3. 被保険者が死亡した日の翌月以降に払い込まれた保険料は払い戻しいたします。

第26条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が、保険契約者の変更を請求する場合は会社所定の書類〔別表3〕を会社に提出してください。
3. 会社が、保険契約者の変更を承諾した場合、変更完了通知書を変更後の保険契約者に郵送します。

第27条（保険契約者の死亡）

保険契約者が死亡した場合は、遅滞なく会社に通知してください。

第28条（契約年齢の計算）

被保険者の契約年齢は、責任開始日（この保険契約が更新契約の場合は更新日）における満年齢とします。

第29条（契約年齢の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のように処理します。

1. 実際の契約年齢が、保険契約の責任開始日（この保険契約が更新契約の場合は更新日。以下この条において同様とします。）において会社の定める年齢の範囲外であったときは保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻しいたします。
2. 実際の契約年齢が、保険契約の責任開始日において、会社の定める年齢の範囲内であったときは、次の規定により取り扱います。
 - (1) 始めから実際の年齢に基づいたものとみなして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に不足額を生じたときは、その不足額を保険契約者から徴収いたします。
 - (2) 始めから実際の年齢に基づいたものとみなして保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に超過額を生じたときは、その超過額を保険契約者に払い戻しいたします。

第30条（保険料の増額、保険金額の減額および保険金の削減支払い）

1. この保険の収支予測に著しい相違が生じ、会社経営に著しく重大な影響を及ぼすことが予想される事態が生じると認めた場合には、保険契約の継続中であってもこの保険契約の保険料の増額、または保険金額の減額をすることがあります。
2. 会社は、保険金のお支払い事由が集中して発生し、保険金をお支払いするための財源が不足し、会社の経営に重大な影響を及ぼすと判断したときは、保険金を削減してお支払いすることがあります。
3. 前2項の取扱いを行う場合には、会社は、保険契約者に速やかにその旨の通知をいたします。

第31条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第32条（複数割引）

1. 会社は、保険契約者が同一である複数の無配当死亡保険および無配当引受基準緩和型死亡保険に対して、複数割引の規定を適用します。また、適用中であった複数の契約から単一契約になった場合には単一契約になった月の翌月から本条及び複数割引の規定の適用の対象外とします。
2. この割引を適用する保険契約の保険料には、別に定めた割引率を適用します。

第33条（保険契約の更新）

1. 会社は、この保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに保険契約者に契約満了と更新の案内を行います。保険契約者から、保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨の通知がないときは、この保険契約は、保険期間満了日の翌日を更新日として更新されたものとしたします（この更新された保険契約を以下「更新契約」といいます。）。
2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が、次の各号の1に該当するときは、更新の取扱いを行いません。
 - (1) 更新日において被保険者の年齢が、会社の定める更新年齢を超えているとき。
 - (2) 更新日において、会社が、この保険契約の更新を取り扱っていないとき。
3. 更新された保険契約の保険期間および死亡保険金額は、更新前の保険契約と同一とします。
4. 更新された保険契約の保険料は、更新日における被保険者の満年齢により計算します。
5. この保険契約を更新する場合には、第10条（保険料の払込〈経路〉）および第11条（払込猶予期間と失効）の規定により更新契約の保険料を払い込んでください。更新契約の保険料は第2回以後の保険料と読み替え、第11条（払込猶予期間と失効）の規定を準用します。
6. 更新契約の保険期間は、更新日から1年といたします。
7. 更新契約の責任開始日を更新日とします。
8. 更新契約については、更新書を保険契約者に発行いたします。保険証券と一緒に保管してください。
9. 更新契約をさらに更新する場合は、本条の規定を準用いたします。

第34条（保険契約の更新にあたり契約内容を変更する場合）

会社は、本保険契約の更新をするにあたり、本保険の保険料、その他契約内容の見直しを行い、変更する必要がある場合には、保険契約満了日の2ヶ月前までに保険契約者に提示いたします。

第35条（保険契約の更新をお断りする場合）

会社は、本保険の採算が取れなくなり、更新のお取扱いをすることが出来なくなった場合には、更新のお取扱いをお断りすることがあります。

第36条（プランの変更に関するお取扱い）

1. 保険契約者は、更新の際プランの変更（保険金の減額または増額）を行うことができます。この場合には、会社所定の書類〔別表3〕を、保険期間満了日の前月末までに、会社に提出してください。
2. 会社は、選択の結果をプランの変更のお申し出後、7営業日以内にプランの変更の承諾の可否を保険契約者に通知いたします。
3. 会社は、選択の結果、プランの変更をお断りする場合には従前のプランによる保険契約を更新することが出来ますので、不承諾通知に同封した従前契約による更新同意書を受領後7営業日以内に会社に到着するようにご送付ください。期日までに更新同意書が会社に到着しなかった場合には更新のご希望がなかったものとして取り扱います。
4. 新たなプランによる契約を承諾した場合には第33条（保険契約の更新）第5項から第9項までの規定を準用します。

第37条（パターンの変更に関するお取扱い）

1. 保険契約者は、更新の際パターンの変更（保険種別の変更）を行うことができます。この場合には、会社所定の書類〔別表3〕を、保険期間満了日の前月末までに、会社に提出してください。
2. 会社は、選択の結果をパターンの変更のお申し出後7営業日以内にパターンの変更の承諾の可否を保険契約者に通知いたします。
3. 会社は、選択の結果、パターンの変更をお断りする場合には、従前のパターンによる保険契約を更新することが出来ますので不承諾通知に同封した従前契約による更新同意書を受領後7営業日以内に会社に到着するようにご送付ください。期日までに更新同意書が会社に到着しなかった場合には、更新のご希望がなかったものとして取り扱います。
4. 新たなパターンによる契約を承諾した場合には、第33条（保険契約の更新）第5項から第9項までの規定を準用します。

第38条（時効）

保険金および未経過保険料を請求する権利は、そのお支払い事由が生じた日からその日を含めて3年間請求がない場合は、時効により消滅いたします。

第39条（準拠法）

この約款に定めのない事項については、日本国の法令に準拠いたします。

第40条（管轄裁判所）

この保険契約における訴訟については、会社の主たる事務所の所在地または保険金受取人の住所地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所といたします。

保険料一括振替特約

第1条（保険料一括振替の取扱い）

1. この特約は、保険料の振替にあたり、同一の保険契約者が複数の被保険者の保険契約を結んでいる場合に、保険契約者の請求によりその保険契約者の負担する保険料を一括してその保険契約者の口座から振替えるものです。
2. 保険契約者の口座から当該保険契約の被保険者全員の保険料が振替不可能の場合には、全ての保険契約の振替が可能になるまで振替を行いません。この場合、保険契約者からの保険契約に対し振替順位をつけることはできません。
3. 会社は、振替を行えなかった場合には、次の月に当月分と合わせて振替案内を保険契約者にあて通知いたします。

第2条（主約款の規定の適用）

本特約を付加した場合には、第1条の規定のほかは、主約款の規定を適用いたします。

保険料口座振替特約

第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約者から、会社の指定する金融機関（以下「提携金融機関」といいます。）の口座から保険料を振り替える旨（以下「保険料の口座振替」といいます。）の申し出があり、これを会社が承諾した場合に適用いたします。
2. この特約を適用するには、次の条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関に設置されていること。
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること。

第2条（保険料の払込〈回数〉）

1. 保険料の払込方法〈回数〉は、主約款の規定にかかわらず、月払（年11回払）または年払（年1回払）とします。
2. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社が定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この振替日が提携金融機関の休日に該当する場合は直後の営業日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
第1回保険料として、責任開始日の属する月の翌月の振替日に2ヶ月分の保険料を振り替えます。第2回以後は、前回保険料の振替日の属する月の翌月の振替日に、1ヶ月分の保険料を振り替えます。

(2) 払込方法（回数）が年払の場合

責任開始日の属する月の翌月の振替日に、年払保険料を振り替えます。

3. 前項の保険料は、払込方法（回数）により、以下の期間に対応する保険料とします。

(1) 払込方法（回数）が月払の場合

① 第1回保険料 責任開始日から翌々月の契約応当日の前日までの期間

② 第2回以後の保険料 月単位の契約応当日から翌月の契約応当日の前日までの期間

(2) 払込方法（回数）が年払の場合 責任開始日の属する保険期間

4. 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入れしておくことを要します。

5. 年払保険料（月払の場合は第1回保険料）の口座振替が不能となった場合は、この特約を付加した保険契約は無効となります。なお、すでにお支払いした保険金がある場合は、会社は保険金受取人に保険金の返還を請求いたします。

第3条（払込猶予期間と失効）

1. 第2回以後の保険料については、当該振替日の属する月の翌月の末日までを払込猶予期間といたします。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約を付加した保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

3. 猶予期間中に保険金のお支払い事由が生じたときは、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いいたします。

第4条（保険料の領収日）

提携金融機関の口座から保険料が振り替えられた日とします。ただし振替日が金融機関の休日の場合には、振替が行われた直後の営業日とします。

第5条（領収証の発行）

会社は、領収証の発行を省略いたします。

第6条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知いたします。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知いたします。

第7条（更新契約の保険料の払込〈回数〉）

1. 主約款第33条（保険契約の更新）の規定に基づきこの特約を付加する保険契約が更新した場合の払込方法〈回数〉は、月払（年12回払）または年払（年1回払）とします。

(1) 払込方法（回数）が月払の場合

更新契約の第1回保険料として、更新日の属する月の振替日に1ヶ月分の保険料を振り替えます。第2回以後は、前回保険料の振替日の属する月の翌月の振替日に、1ヶ月分の保険料を振り替えます。

(2) 払込方法（回数）が年払の場合

更新日の属する月の振替日に、年払保険料を振り替えます。

2. 前項の保険料は、払込方法（回数）により、以下の期間に対応する保険料とします。

(1) 払込方法（回数）が月払の場合

- ① 第1回保険料 更新日から翌月の契約応当日の前日までの期間
- ② 第2回以後の保険料 月単位の契約応当日から翌月の契約応当日の前日までの期間

(2) 払込方法（回数）が年払の場合 更新日の属する保険期間

第8条（更新契約の払込猶予期間と失効）

1. 主約款第33条（保険契約の更新）の規定に基づきこの特約を付加する保険契約が更新した場合の保険料については、当該振替日の属する月の翌月の末日までを払込猶予期間といたします。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約を付加した保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
3. 猶予期間中に保険金のお支払い事由が生じたときは、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いいたします。

第9条（この特約の消滅）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、この特約は消滅いたします。
- (1) 保険料の払込みを要しなくなったとき。
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき。
 - (3) 保険契約が失効したとき。
 - (4) 第1条第2項に該当しなくなったとき。

第10条（主約款の規定の適用）

本特約を付加した場合には、第1条から第9条までの規定のほかは、主約款の規定を適用いたします。

保険料クレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申し出があり、これを会社が承諾した場合に適用いたします。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与され、かつ、使用が認められたものに限りです。
3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等（以下「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行うものとしたします。

第2条（保険料の払込〈回数〉）

1. 保険料の払込方法〈回数〉は、主約款の規定にかかわらず、月払（年11回払）または年払（年1回払）とします。
2. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した日（以下「請求日」といいます。）に、保険料の払込みがあったものとしたします。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
第1回保険料として、責任開始日の属する月の翌月の請求日に2ヶ月分の保険料を請求します。第2回以後は、前回保険料の請求日の属する月の翌月の請求日に、1ヶ月分の保険料を請求します。
 - (2) 払込方法（回数）が年払の場合
責任開始日の属する月の翌月の請求日に、年払保険料を請求します。
3. 前項の保険料は、払込方法（回数）により、以下の期間に対応する保険料とします。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
 - ① 第1回保険料 責任開始日から翌々月の契約応当日の前日までの期間
 - ② 第2回以後の保険料 月単位の契約応当日から翌月の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 払込方法（回数）が年払の場合 責任開始日の属する保険期間
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、第1項の払込みがなかったものとして取り扱います。

第3条（第1回保険料の取扱い）

第1回保険料（払込方法〈回数〉が年払の場合には年払保険料）をクレジットカードにより払い込む場合において、会社がクレジットカードの有効性等の確認が得られなかったときには、会社は保険契約の申込みがなかったものとしたします。

第4条（払込猶予期間と失効）

1. 第2回以後の保険料については、当該請求日の属する月の翌月の末日までを払込猶予期間といたします。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約を付加した保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
3. 猶予期間中に保険金のお支払い事由が生じたときは、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いいたします。

第5条（保険料の領収日）

第2条に規定する請求日とします。

第6条（領収証の発行）

会社は、領収証の発行を省略いたします。

第7条（クレジットカードの変更）

保険契約者は、会社の定める方法により、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに、またはカード会社を他のカード会社に変更することができます。

第8条（更新契約の保険料の払込〈回数〉）

1. 主約款第33条（保険契約の更新）の規定に基づきこの特約を付加する保険契約が更新した場合の払込方法〈回数〉は、月払（年12回払）または年払（年1回払）とします。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
更新契約の第1回保険料として、更新日の属する月の請求日に1ヶ月分の保険料を請求します。第2回以後は、前回保険料の請求日の属する月の翌月の請求日に、1ヶ月分の保険料を請求します。
 - (2) 払込方法（回数）が年払の場合
更新日の属する月の請求日に、年払保険料を請求します。
2. 前項の保険料は、払込方法（回数）により、以下の期間に対応する保険料とします。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
 - ① 第1回保険料 更新日から翌月の契約応当日の前日までの期間
 - ② 第2回以後の保険料 月単位の契約応当日から翌月の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 払込方法（回数）が年払の場合 更新日の属する保険期間

第9条（更新契約の払込猶予期間と失効）

1. 主約款第33条（保険契約の更新）の規定に基づきこの特約を付加する保険契約が更新した場合の保険料については、当該請求日の属する月の翌月の末日までを払込猶予期間といたします。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約を付加した保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

3. 猶予期間中に保険金のお支払い事由が生じたときは、会社は、保険金受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いいたします。

第10条(この特約の消滅)

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、この特約は消滅いたします。
 - (1) 保険料の払込みを要しなくなったとき。
 - (2) 他の保険料払込方法(経路)に変更されたとき。
 - (3) 保険契約が失効したとき。
 - (4) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき。
 - (5) 会社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき。
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込みの取り扱いを停止したとき。
2. 前項第4号、第5号または第6号の規定に該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知いたします。
3. 第1項第4号、第5号または第6号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険契約者は、保険料の払込方法が確定するまでの間の保険料を会社所定の方法により払い込んでください。

第11条(主約款の規定の適用)

本特約を付加した場合には、第1条から第10条までの規定のほかは、主約款の規定を適用いたします。

インターネット申込特約

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約の締結の申込にあたり、保険契約者(保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。)からインターネットを利用して保険契約の申込があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

第2条(保険契約の申込)

インターネットを利用した保険契約の申込は、主約款の規定にかかわらず次の手続きにより取り扱うものとします。

- (1) 会社は、インターネットを利用して、保険契約者および被保険者に対して保険契約申込画面(以下「申込画面」といいます。)を提示します。
- (2) 保険契約者および被保険者は、申込画面において申込に係る所要事項を入力または選択し、入力または選択した事項を確認のうえ、インターネットを利用して、会社へ送信するものとします。
- (3) 会社は、前号で入力または選択された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取り扱います。この場合、会社は、所要事項の受信を確認したうえで、申込画面において保険契約の申込を受け付

けた旨を表示します。

第3条（告知）

インターネットを利用した保険契約の申込に関する告知は、主約款の規定にかかわらず、次の手続きにより取り扱うものとします。

- (1) 会社は、インターネットを利用して、保険契約者または被保険者に対して保険契約の申込に関する告知画面（以下「告知画面」といいます。）を提示します。
- (2) 保険契約者または被保険者は、告知画面において会社が告知を求めた事項について入力または選択し、入力または選択した告知に係る事項を確認のうえ、インターネットを利用して、会社へ送信するものとします。
- (3) 会社は、前号で入力または選択された告知に係る事項の受信をもって、告知があったものとして取り扱いません。この場合、会社は、告知に係る事項の受信を確認したうえで告知画面において告知を受け付けた旨を表示します。

第4条（保険契約の受理）

会社は、第2条（保険契約の申込）第1項第3号および第3条（告知）第1項第3号の規定による受信をもって保険契約申込書等を受理したものとします。

第5条（被保険者の契約年齢および性別）

この特約を適用して申し込まれた保険契約における被保険者の契約年齢および性別は、主約款の規定にかかわらず、第2条（保険契約の申込）第1項第3号の規定により、会社が受信した生年月日に基づく契約年齢または性別とします。

第6条（主約款等の規定の適用）

本特約を付加した場合には、第1条から第5条までの規定のほかは、主約款の規定を適用いたします。

〔別表1〕 不慮の事故とその範囲

1. 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶発的な外来の事故」をいい、交通事故とその他の一般事故とに分類します。

「急激」とは突発的に傷害の原因になった事故が発生することをいい、その事故から結果としての傷害までの過程が、直接的で時間的間隔のないことをいいます。

「偶発」とは、傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予知されない出来事をいいます。「外来」とは、傷害の発生が被保険者の身体の外からの作用によることをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

2. 不慮の事故の範囲

対象となる不慮の事故の範囲は、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要

昭和54年版」によるものとし、次に掲げる項目とします。

分類項目	基本分類コード
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通機関事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒。ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の個体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒。ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故。ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置事故の記載のないもの。ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故。ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、	E900～E909

「高圧、低圧および気圧の変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E904）中の飢餓、渇」は、除外します。	
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故。ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915
16. その他の不慮の事故。ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音曝露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用。ただし外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入。ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978

【別表2】対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中、下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
重症急性呼吸器症候群（SARS） （ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りま	U04

〔別表3〕 各種手続に必要な書類

手続	書類
保険金等請求	①会社所定の請求書 ②医師の死亡診断書または死体検案書 ③公的機関による事故証明書（事故による死亡の場合） ④被保険者の住民票（除票） ⑤保険金受取人の戸籍抄本と本人確認書類 ⑥保険証券または更新通知書
保険契約者、被保険者、 保険金受取人の改姓・ 改名・改称	①会社所定の届出書 ②会社所定の本人確認書類

保険契約者の変更	①会社所定の届出書 ②保険証券
保険金受取人の変更	①会社所定の届出書 ②保険証券 ③保険契約者印鑑証明
保険契約の解約	①会社所定の届出書 ②保険証券
保険契約の復活	①会社所定の届出書 ②会社所定の告知書
プラン変更	①会社所定の届出書 ②保険証券 ③会社所定の告知書（保険金額が増額される場合のみ必要になります。）
パターン変更	①会社所定の届出書 ②保険証券 ③会社所定の告知書
その他の変更	①会社所定の届出書

※会社は、上記以外の書類の提出を求める場合があります。また、上記の書類の一部について省略する、もしくは正当な事由がある場合には会社所定の様式によらない書類を認めることがあります。

※本人確認書類とは

1. 個人の場合は「運転免許証、各種健康保険証、年金手帳等、パスポート（旅券）、印鑑登録証明書」など。
2. 法人の場合はお客様である法人と、実際に取引をされるご担当者、双方の本人確認が必要です。実際に取引をなさるご担当者の本人確認はお客様が個人である場合と同様です。お客様である法人の本人確認は、登記簿謄本・抄本や印鑑登録証明書等の提示または送付により行います。

（注）お客様が国・地方公共団体等である場合の本人確認は、実際に取引をなさるご担当者だけの本人確認を行います。